

## 日白修好 150 周年記念シンポジウム実行委員会 会則

### (名 称)

第 1 条 本会は、日白修好 150 周年記念シンポジウム実行委員会（以下「実行委員会」という）と称する。

### (事務所)

第 2 条 実行委員会の事務所は、代表の定める場所に置く。

### (目 的)

第 3 条 実行委員会は、日本とベルギー両国間の分野を超えた人的交流を促進し、両国間の相互理解のさらなる深化、「ベルギー学」の構築による日本におけるベルギー理解のさらなる向上に寄与することを目的として、平成 28 年に日白修好 150 周年を記念する国際シンポジウムを開催する。

### (事 業)

第 4 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 日白修好 150 周年を記念する国際シンポジウムの事業計画の策定に関すること。
- (2) 日白修好 150 周年を記念する国際シンポジウムの事業実施に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するため必要な事項に関すること。

### (組 織)

第 5 条 実行委員会は、次に掲げる団体の会員によって構成する。

- (1) 日本ベルギー学会
- (2) ベルギー研究会

2 実行委員会に代表、委員長、副委員長を置く。

### (会 議)

第 6 条 実行委員会議は、代表、委員長、副委員長、委員をもって構成する。

2 実行委員会議は委員長が招集し、議長となる。

3 実行委員会議は、第 4 条に規定する事業を推進するため、次に掲げる事業を審議し、決定する。

- (1) 事業運営の基本方針に関すること。
- (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (3) 予算及び決算に関すること。
- (4) 本会則の制定及び改廃に関すること。
- (5) そのほか事業の推進に関して重要な事項に関すること。

4 総会の議事については、議事録を作成する。

(専決事項)

第7条 代表は、緊急を要し実行委員会を招集するいとまがないと認めるときは、前条第3項各号に掲げる事項を専決することができる。

(解散)

第8条 実行委員会は、その目的が達成され事業報告を行った後に解散する。

(補則)

第9条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この会則は、平成27年9月1日から施行する。

別表（第5条関係 実行委員名簿）

役職	氏名 及び 所属	備考
代表	北原 和夫 東京理科大学	日本ベルギー学会会長
委員長	石部 尚登 日本大学	ベルギー研究会副会長
副委員長	岩本 和子 神戸大学	ベルギー研究会会長
委員	武居 一正 福岡大学	日本ベルギー学会副会長
〃	井内 千紗 東京文化財研究所	
〃	今中 舞衣子 大阪産業大学	
〃	大久保 信行 中央大学	
〃	小林 亜美 京都女子大学	
〃	吹田 映子 筑波大学	
〃	鈴木 義孝 関西大学	
〃	中條 健志 大阪市立大学	

平成28年9月6日改定